

多摩区こども総合支援連携会議設置要領

(目的及び設置)

第1条 多摩区における子ども（川崎市子どもの権利に関する条例第2条1号に定義する者をいう。）に係る市民活動団体・グループと区内子ども関連施策実施機関とのネットワークを形成し、相互に連絡調整機能の強化を図ることを目的に「多摩区こども総合支援連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 連携会議を構成する者相互の情報交換を促進すること。
- (2) 連携会議を構成する者が主催する諸事業・諸活動を相互に協力・支援すること。
- (3) 区内の子どもに関する諸事業・諸活動について意見を交換すること。

(構成)

第3条 連携会議は、別表に掲げる機関、団体をもって構成する。

(座長)

第4条 連携会議に座長を置き、多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長をもって充てる。

(会議)

第5条 連携会議は、座長が招集する。

- 2 第3条に定める者がやむを得ず欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。
- 3 連携会議は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第6条 座長は、本会議のほか連携会議に付議する事項に関し必要な事項を調査、検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、目的、調査、検討項目に応じて第3条に掲げる構成員から選出する。
- 3 部会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 連携会議の事務局は、多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課に置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は、座長が連携会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月22日から施行する。

(別表) 多摩区こども総合支援連携会議委員名簿

所属		備考
1	私立保育園代表	
2	私立幼稚園代表	
3	公立保育園代表	
4	地域子育て支援センター代表	
5	市立小学校長会多摩支部代表	
6	市立中学校長会多摩麻生地区代表	
7	県立学校長会議代表	
8	多摩区PTA協議会代表	
9	多摩区社会福祉協議会代表	
10	多摩区民生委員児童委員協議会代表	
11	多摩区民生委員児童委員協議会主任児童委員部会代表	
12	多摩区青少年指導員連絡協議会代表	
13	多摩区スポーツ推進委員会代表	
14	多摩区子ども会連合会代表	
15	多摩区地域教育会議代表	
16	こども文化センター代表	
17	NPO法人ままとんきっず代表	
18	NPO法人ぐらす・かわさき代表	
19	多摩区更生保護女性会	
20	NPO法人療育ねっとわーく川崎代表	
21	子育てを考える会「グレープ」代表	
22	多摩区こどもの外遊び交流委員会	
23	多摩区でプレーパークをやっちゃおう会代表	
24	多摩警察署代表	
25	北部地域療育センター代表	
26	西部地域療育センター代表	
27	かわさきさくら児童家庭支援センター代表	
28	こども未来局北部児童相談所所長	
29	生涯学習支援課長	
30	企画課長	
31	地域振興課長	
32	児童家庭課長	
33	地域ケア推進課長	座長
34	地域支援課長	
35	保育所等・地域連携担当課長	
36	学校・地域連携担当課長	

[事務局]

多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課